

## 1. 条例の制定に伴い見直しを行う課題について

### (1) 条例の周知方法

(ア) 広報紙、ホームページ等市の広報手段を活用

(イ) パブリックコメント募集要領に点字や音訳、ルビ版を用意

(12月中旬から1か月程度、市役所、市民センターに設置)

(ウ) 条例(全文)の点字や音訳、ルビ版などを作成

### (2) 「手話言語の促進」に関連して

(ア) 手話通訳者の派遣範囲の拡大

(イ) 手話通訳者の報酬単価の見直し

(ウ) 手話通訳者養成講座の充実

(エ) 学校における手話の普及

### (3) 「要約筆記・点字・音訳等の促進」に関連して

(ア) 要約筆記者の派遣範囲の拡大

(イ) 要約筆記者の報酬単価の見直し

(ウ) 障害者向けの日常生活用具の支給対象の見直し

(エ) 「点字・音訳」の「コミュニケーション支援事業」への位置づけ

(オ) 知的障害、発達障害等のある人向けに、病院や公的機関の利用などに

役立つ平易な言葉によるガイドブック「わかりやすい版」の検討

## 2. 条例の愛称（通称）について

例1. 「(明石市) 手話言語等コミュニケーション条例」

例2. 「(明石市) 人と人をつなぐ豊かなコミュニケーション条例」